

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、観音寺市観音寺町土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成21年6月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	玉野 敏幸	観音寺市観音寺町甲2529番地	平成21年3月11日